

地籍図・複図作成・面積測定・閲覧 業務委託（その２） 仕様書

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、三原市（以下「発注者」という。）が委託する地籍図・複図作成・面積測定・閲覧業務に適用し、工程は次の通りとする。

- （１）地籍図原図作成
- （２）面積測定
- （３）地籍簿案の作成・閲覧・申出に係る修正
- （４）地籍図複図作成

（業務区域及び諸元）

第2条 業務区域及び諸元は次の通りとする。

区 域	三原市小泉町の一部	
計 画 区	2 0 2 3 3 4 2 0 4 0 3	2 0 2 3 3 4 2 0 4 0 4
面 積	0. 1 2 k m ²	0. 1 1 k m ²
調査前筆数	4 8 0 筆	3 5 筆
原図枚数	9 枚	3 枚
縮 尺	1 / 5 0 0	1 / 1 0 0 0
精 度	甲 3	乙 1

（業務期間）

第3条 受託者の業務期間は、契約締結の翌日から令和7年2月25日までとする。

（提供資料）

第4条 発注者が貸与する資料は次の通りとする。

- （１） 地籍図根三角点網図、地籍図根三角点成果簿及び磁気記録
- （２） 地籍図根細部点網図、地籍図根細部点成果簿及び磁気記録
- （３） 数値図根点配置図、数値図根点成果簿及び磁気記録
- （４） 筆界点成果簿及び磁気記録
- （５） 地籍調査図
- （６） 地籍調査票
- （７） その他業務に必要なもの

（作業実施）

第5条 受託者は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）、地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。）地籍図の様式を定める総理府令（昭和61年総理府令第54号）、「地籍調査成果の数値情報化実施要領」（平成14年3月14日付け国土国第594号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）、「数値地籍情報の記録形式等について」（平成14年3月14日付け国土国第595号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）及びこれに伴う関係通達（以下「通達等」という。）、地籍調査成果電子納品要領（平成17年4月6日付け国土国第12号）、広島県地籍調査作業要領によるもののほかこの仕様書により実施すること。

（作業計画等の作成）

第6条 受託者は、作業工程表を作成し提出すること。

なお、変更が生じた場合は速やかに報告すること。

（地籍図作成）

第7条 地籍図は、新図郭割により作成する。

2 原図の用紙は、ポリエステルフィルム＃300とし、地籍図原図1部・複図2部作成する。

3 筆界点番号図は、紙ベースでも可とする。

（面積測定）

第8条 現地座標法により求積し、地籍調査作業準則規程86条により点検すること。

（地籍簿案の作成）

第9条 面積測定の結果に基づき、面積を発注者のコンピュータに入力すること。

2 業務期間においての土地の異動を把握するため、地籍簿案作成の前に上記により照合したデータについて、再度登記簿と照合すること。また、業務期間内における土地の分合筆等の異動事項については、登記簿と照合確認し、発注者と十分協議のうえ入力すること。

（閲覧）

第10条 国土調査法第17条により公告された閲覧期間について、地籍簿案の作成担当者を従事させること。

2 閲覧に関する作業は、受託者が行い、閲覧通知文の作成及び発送は発注者が行う。

（地籍図・地籍簿案の修正）

第11条 閲覧期間内において土地所有者より誤り訂正の申し出があった場合、受託者は、発注者がその申出にかかる事実があると認めたときは、遅滞なく、当該地籍図及び地籍簿案を修正すること。

(成果品)

第12条 成果品は、下記のとおりとする。

1. 地籍図一覧
2. 地籍図 (原図)
3. 筆界点番号図
4. 面積成果簿
5. 精度管理表
6. 調査結果閲覧表 (本閲覧)
7. 誤り訂正処理簿
8. 地籍簿
9. 地籍図複図 (2冊)
10. 集計表 (地目別、小字別、縮尺別) 紙媒体
11. 成果簿 (地積測定成果簿) 紙媒体
12. 観測計算書簿 (地積測定観測計算書、外周面積計算書) 紙媒体
13. CD-R (正・副)
地籍図一覧・面積成果簿・精度管理表・筆界点座標値等の記録・計算書簿
14. 閲覧図 (本閲覧)
15. 委任状綴り (本閲覧)
16. 土地登記簿の写し (本閲覧前)

(検査)

第13条 発注者の行う検査は、原則として納品検査と一体的に行う。ただし、数工程を合わせて発注した場合においては、それぞれの工程毎に検査を行う。

- 2 発注者並びに県の行う検査において、不合格のものは受託者の責任において速やかに訂正すること。

(その他)

第14条 受託者は、この受託事業処理によって知り得た情報を厳重に保管し、一切外部に漏らしてはならない。

- 2 本仕様書及び、業務実施中に疑義が生じたとき、または詳細について不明な点は、係員と協議して決定すること。
- 3 地籍調査管理技術者又は地籍主任調査員である者が2名以上おり、管理技術者及び照査技術者として配置できること。
- 4 登記完了まで、発注者と受託者両方で協議を行い対応すること。

内 訳 表

費 目	数量	単位	単価(円)	金額(円)	適用
地籍図・複図作成・面積測定・閲覧業務 (20233420403)	1	式			第1表
地籍図・複図作成・面積測定・閲覧業務 (20233420404)	1	式			第1表
打合せ経費	1	式			
旅費・交通費	1	式			第2表
小計					
諸経費	1	式			
合計					
			≡		
消費税相当額	10	%			
業務費計					

別紙様式 A-1

地籍調查事業費算定簿(A-1)「地上法」

[illegible]

実施は○	工程略称	面積 (km ²)	特記事項 (特記係数の内容等)
	C		伐採無し
	D		
	FI		
	FIIの一部		
○	FIIの 一 部	0.12	
○	本体		9枚
○	原図		
	G	0.12	
	直営		
	E		
	外注		
	杭代		
	直営		0
○	H	0.12	0
○	外注		
○	閲覧	0.12	
○	複図		(補正値)

*本体に含む

地籍調查事業費算定簿(A-1)「地上法」

地籍調査事業費算定簿(A-1)「地上法」													
No.	計画区名	計画区面積 km ²	区分 調査前	計画区総筆数	一筆平均面積 m ²	縮尺	1/250	1/500	1/1000	1/2500	1/5000	☆	
4	小泉町の一部	0.11	(E, H)	35	3,143				○				
							甲1	甲2	甲3	乙1	乙2	乙3	
計画区コード		計画区着手年度	調査後	筆	m ²	精度				○			
20233420404		5年度	(F, G)	28	3,929								

実施は○	工程略称	面積 (km ²)	特記事項 (特記係数の内容等)
	C		伐採無し
	D		
	FI		
	FIIの一部		
○	FIIの 本体	0.11	
○	部 原図		3枚
○	G	0.11	
	E		
	直営		
	外注		
	杭代		
	直営		0
○	H		0
○	外注	0.11	
○	閲覧	0.11	
○	複図		(補正值)

****本体に含む**

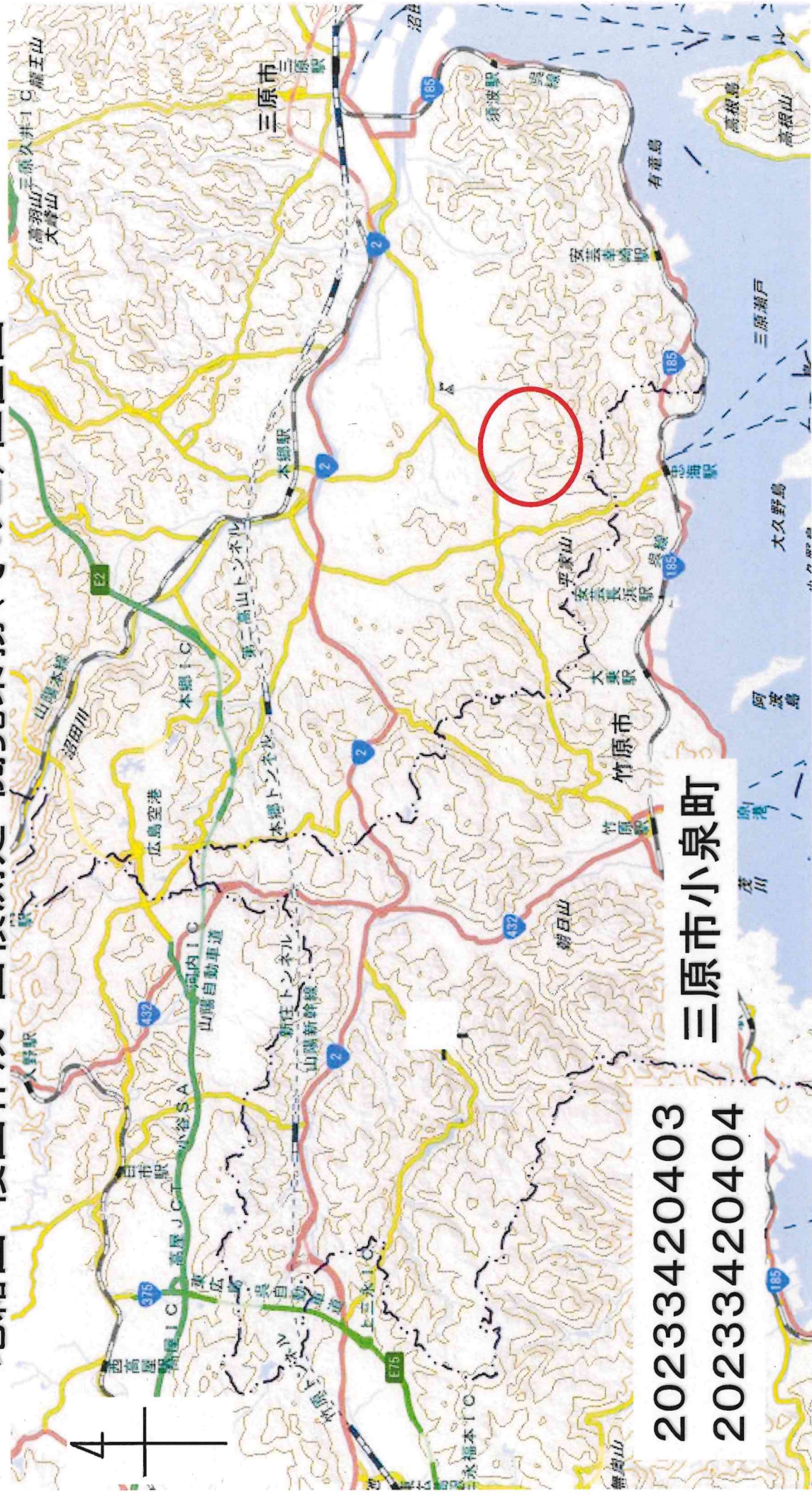
外業日数 1/500				小泉町							20233420403	
区分	主任技師	技師	技師補	助手	連乗	面積	主任技師	技師	技師補	助手		
C							0	0.0	0.0	0.00		
D							0	0.0	0.0	0.00		
FI							0	0.0	0.0	0.00		
FIの一部							0	0.0	0.0	0.00		
E								0.0	0.0	0.00		
H	0.0	1.3	1.3	2.6	3.10	0.12	0.0	0.5	0.5	0.97	計	
請負計							0.0	0.5	0.5	1.0		
												1.0
ライトバン												

交通費(内訳)ライトバン 2,232 * 1.0 = 円

外業日数 1/1000		小泉町 20233420404								
区分	主任技師	技師	技師補	助手	連乗	面積	主任技師	技師	技師補	助手
C							0	0.0	0.0	0.00
D							0	0.0	0.0	0.00
F I							0	0.0	0.0	0.00
F IIの一部							0	0.0	0.0	0.00
E								0.0	0.0	0.00
H	0.0	1.3	1.3	2.6	0.50	0.11	0.0	0.1	0.1	0.14
請負計							0.0	0.1	0.1	0.1
		ライトバン								0.1

交通費(内訳)ライトバン 2,232 * 0.1 = 円

図1 地籍図・複図作成・面積測定・閲覧業務(その2)位置図



地籍図・複図作成・面積測定・閲覧業務(その2)区域図

三原市小泉町

20233420403 ,04

縮尺 1/5000